平成２１年（フ）第１６０１号
横浜市旭区本村町47番地１　パルティール本村401
債務者　横田美穂子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６１９号
神奈川県綾瀬市吉岡東４丁目９番30号
債務者　村岡芙美子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６３１号
横浜市中区寿町３丁目11番地３　栄和荘305号室
債務者　北郷　昭一
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６３３号
横浜市港北区綱島西４丁目12番14号　サンライフ小島302号
債務者　山上　貴典
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６４４号
神奈川県海老名市国分北１丁目12番18号
債務者　齋藤　栄子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６５７号
横浜市金沢区大道１丁目77番11号
債務者　山口　菜実（旧姓飯島）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６６９号
横浜市戸塚区南舞岡３―26―21赤沢方、住民票上の住所横浜市戸塚区南舞岡４丁目13番12号
債務者　北村美知子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８４０号
神奈川県藤沢市白旗２丁目４番６号　クローネ大清水203
債務者　増渕　祐治
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産終結

平成１６年（フ）第２２８号
香川県坂出市富士見町１丁目８番10号
破産者　若山　光雄
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要旨　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
高松地方裁判所丸亀支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第２０号
山口市大内矢田605番地の３
破産者　株式会社林建設
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所民事部破産係

平成１７年（フ）第１７１０号
鹿児島市城南町19番３号
破産者　野副製麺商事有限会社
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成１９年（フ）第８７５号
宮崎県延岡市大武町1323番地80
破産者　宮崎県環境事業株式会社
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第５７３号
熊本県菊池郡大津町大字引水１番地
破産者　松本　庄太
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第７３号
鹿児島県奄美市名瀬井根町１番８号有村ビル503号
破産者　宮島みどり
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第３８９号
埼玉県幸手市栄６番12―403号
破産者　安齊　資将
1　破産債権の届出期間　平成21年８月４日まで
2　一般調査期日　平成21年９月１日午前10時
平成21年７月14日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第３５０号
静岡県浜松市西区篠原町21379番地の１　アンソレイエＳ203、開始決定時の住所愛知県豊橋市大崎町字東里中47番地の９
破産者　神林　　航
1　破産債権の届出期間　平成21年８月14日まで
2　一般調査期日　平成21年９月９日午前11時50分
平成21年７月15日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第９２号
奈良県宇陀市大宇陀区内原94番地の13
破産者　辻本　義次
1　破産債権の届出期間　平成21年８月14日まで
2　一般調査期日　平成21年９月７日午前11時20分
平成21年７月10日
奈良地方裁判所葛城支部破産係